

第2期中期目標に係る業務実績に関する評価方法について

評価委員会において中期目標期間評価を行う場合には、『業務実績評価実施要領』に定めるような客観的な評価基準を定め、これに基づき評価するよう求められている(地方独法逐条解説による)。

- ※ 他の独法評価委員会においても、通常、評価要領を策定し、実績報告書について『項目別評価』及び『全体評価』を行っている。
- ※ 『項目別評価』は、『法人による自己評価』及び『評価委員会による小項目評価』と『評価委員会による大項目評価』について5段階評価によって行われている。
なお、評価の目安は目標値に対する達成度などによっている。
- ※ 『全体評価』は、項目別評価の結果等を踏まえ、中期目標の進行状況全体について、記述式による評価が行われている。

北松中央病院評価委員会における第1期中期計画期間の評価は、評価要領を定めずに行っていたため、法人による数値化された目標設定や自己点検・自己評価、及び評価委員会による項目別評価が実施されていなかった

さらに、旧江迎町が定めた中期目標における要求項目に沿った形で法人の中期計画が構成されていないため、「中期目標－中期計画－中期実績」を並列化して評価を行うことが困難な状況にある。

そこで、第2期中期目標に係る業務実績に関する評価については、年度評価と同様、項目別評価(自己評価、小項目評価、大項目評価)を形式上あてはめて評価することとし、記述目標と数値実績を対比させたいと評価委員会の主観的な考察により小項目を3段階評価、大項目を5段階評価し、これを基礎として全体評価を行うこととする。

なお、平成23年度以降の中期目標に係る業務実績に係る評価の際は、中期計画の策定時に法人による項目別の数値目標を設定し、評価委員会による5段階評価を行うこととしたい。

地方独立行政法人北松中央病院の第2期中期目標に係る業務の実績に関する評価実施要領 (案)

平成23年8月12日

地方独立行政法人北松中央病院評価委員会決定

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北松中央病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)において地方独立行政法人北松中央病院(以下「法人」という。)の第2期中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「評価」という。)を実施するにあたっては、次に示した方針及び評価方法等により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 評価は、中期目標の達成に向けた法人の事業の進行状況を確認する観点から行う。
- (2) 評価を通して、中期目標の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。

2 評価方法

- (1) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、第2期中期計画に定めた事項ごとに、その実施状況を確認することにより各事項の進行状況を確認する。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期目標の進行状況全体について総合的に評価する。

3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による小項目評価

- ① 法人は、中期計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、業務実績報告書に基づき、次の3段階で自己評価を行い、小項目評価を作成する。
 - Ⅲ・・・中期計画を大きく上回って達成している
 - Ⅱ・・・中期計画を達成している
 - Ⅰ・・・中期計画を達成していない
- ② 小項目評価表には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。
- ③ 小項目評価表には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2) 評価委員会による小項目評価

- ① 評価委員会において、各計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にⅠ～Ⅲの3段階で評価を行う。
- ② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。
- ③ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

A: 中期目標を大きく上回って達成している

(評価委員会が特に認める場合)

B: 中期目標を達成している

(小項目評価でⅡ～Ⅲの割合が8割以上)

C: 中期目標を概ね達成している

(小項目評価でⅡ～Ⅲの割合が6割以上8割未満)

D: 中期目標をある程度達成しているが、改善の余地がある

(小項目評価でⅡ～Ⅲの割合が6割未満)

E: 中期目標の達成が不十分であり、大幅な改善が必要である

(評価委員会が特に認める場合)

4 全体評価の具体的方法

全体評価は、評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人運営における自律性や機動性の発揮などの観点から、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価する。

5 その他

この実施要領については、第2期中期目標に係る業務の実績に関する評価に限り適用するものとする。